

令和7年 第15回
教育委員会定例会会議録

令和7年11月13日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2667号

令和7年第15回定例会

日 時 令和7年11月13日(木) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	新 宮 弘 章
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	中 村 博
	委 員	鈴 木 令 奈

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	佐々木 貴 浩
	学 校 教 育 部 長	茂 木 英 雄
	教 育 長 室 長	若 杉 健 次
	生涯学習スポーツ振興課長	中 林 淳 一
	図書文化財課長	吉 田 宗 史
	教育人事企画課長	大久保 和 彦
	教育指導担当課長	清 水 浩 和

「書 記」	教 育 総 務 係 長	若 木 康 治
	教 育 総 務 係	畝 目 雄 太

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2661号 第9回定例会

日程第2 審議事項

- 1 港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について
- 2 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

日程第3 報告事項

- 1 令和7年度港区奨学資金在学生二次募集の採用について
- 2 芝浦中央公園運動場における大規模改修工事の基本計画策定について
- 3 港区特定公共賃貸住宅シティハイツ港南等大規模改修工事の入札手続の中止を踏まえた今後の対応について
- 4 令和7年度「マイスクールPRコンペティション」の開催について
- 5 令和8年度入園式・入学式・修了式・卒業式等の日程について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和7年第15回港区教育委員会定例会を開会します。

日程に入ります前にご連絡いたします。「港区私立幼稚園PTA連合会及び港区私立幼稚園連合会」から「教育費保護者負担額の公私立幼稚園格差解消に関する要望書」が教育長宛に提出されました。お手元に配布しておりますので、ご参照ください。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は、田谷委員にお願いします。

○田谷委員 了解しました。

日程第1 会議録の承認

第2661号 第9回定例会

○教育長 日程第1「会議録の承認」に入ります。お手元の議事日程に記載をした1件の会議録につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、承認することに決定いたしました。会議録については公開に向け、速やかに準備を進めてまいります。

日程第2 審議事項

1 港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について

○教育長 それでは、日程第2「審議事項」に入ります。審議事項第1、議案第62号「港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付議案資料No. 1を御覧ください。ご説明につきましては、資料No. 1－3でさせていただきたいと思います。本件は、9月25日開会の教育委員会にてご協議いただいた件、学校屋内プール開放の個人利用の対象者に、現在の区内在住・在勤・在学者以外の、区外の方を追加すること、また団体利用におきまして、コース単位での使用ができるようにすること、この2点を行うため、港区立学校施設等使用条例の一部を改正することについてお諮りするものです。

項番の1「改正理由」です。まず、個人利用における区外者の追加につきましては、以前から寄せられている要望等を踏まえまして、学校屋内プールの利用対象に区外の方を追加するというものでございます。(2) 団体利用におけるコース貸しの実施につきましては、団体利用において現在、プール全面の貸切りのみとしているところ、人数に応じた柔軟な利用方法を可能とすることで利用者の利便性向上を図るため、コース単位でできるようにするというものでございます。

項番の2「改正内容」についてです。(1)の区外の方のプール使用料につきましては、800円といたします。(2)団体がプールをコース単位で使用する場合、1コース当たりの使用料を3,300円といたします。

項番の3「施行期日」ですが、(1)の区外の方の利用につきましては、令和8年1月1日から、(2)の団体のコース単位での使用につきましては、令和8年4月1日からといたします。甚だ簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

○田谷委員 この区外からの利用者というのは、もう使っていただければ大いにいいなと思うんですけれども、反面、プールの混雑状況というのはどうなんですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 学校屋内プールの開放につきましては、在学者を今年度から追加したことで、またスポーツセンタープールがしばらく休止期間もあったということの影響もあるかと思えますけれども、昨年度よりも今年度の方が利用者は増えてはいるものの、まだまだ余裕がある状況ですので、区外の方を対象にして直ちに混雑してしまうようなことはないと思っております。

○田谷委員 分かりました。コースを貸切り、コースを貸す件について、この辺、今、何団体ぐらいが本区のプールを使いたいと言ってきて、それは今、一応全面貸しになっている訳ですね。それが今後コース単位でとなると、どれぐらい増えることが見込まれますか。

○生涯学習スポーツ振興課長 現在学校屋内プールをそれぞれの使う学校は違いますが、全体で10団体が学校屋内プールを使用しております。それぞれの団体、全てではないのですが、いくつかの団体からも以前から、全面を使う程の人数ではないというところで、それにもかかわらず全面を使うしか選択肢がないために、それなりの料金を支払わなければいけないといったようなことから、コース単位で使いたいというご要望は頂いておりました。そのためにコース貸しもできるようにするというものでございますので、こうした利便性が高まることによって、今までなかった団体から使いたいというお申出があることも想定されますけれども、そこは3か月に一度、団体利用の調整を行っておりますので、その調整の中で、新たに使いたいといった団体も含めて、重複した場合は譲り合っていただくですとか、あるいはコース単位になりますので、二つの団体が同じ時間帯に使うということも、使うコース数によっては可能となりますので、そうした形で調整を図っていきたいと考えております。

○田谷委員 どうもありがとうございます。私がちょっと心配していたのは、個人利用の方が、団体利用でその時間に使えなくなってしまうというのは、そうたくさんあっては困ることだと思うし、それがコース利用で、そういう方たちが、ではこっち側のコースで個人的に泳げるというような時間が得られるということはいいいことだと思いますので、ご調整よろしくをお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 おっしゃっていただいた個人利用の方への影響ですけれども、団体利用についてはもともと全面しか使えなかったということもありまして、団体が使う曜日と時間帯というのがもう決まっておりますので、むしろそれがコース単位で借りるようになると、空いたコースを個人に開放できるようになりますので、個人の方が使える日時が増えるということになります。

○教育長 ほかはいかがですか。

○鈴木委員 前回のお話、このお話をお聞きしたときにも同じことを申し上げたかと思えますけれども、区外の方も利用されるということで、学校施設なのでセキュリティー面を強くしていただきたいと思っているのですが、身分の確認、身分証明書などの確認をどうされているか教えてください。

○生涯学習スポーツ振興課長 利用に当たっては、まずは登録をしていただく必要がありますので、その際に本人確認書類を添えて登録書、登録申請書類を記入いただく形です。まずは利用の前の段階でご本人をしっかりと確認するという手続を取っておりますが、学校のセキュリティー確保に十分配慮した運用を今後検討していきます。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかは。

○中村委員 質問なのですけれども、各学校のプールの、いわゆる人数的に余裕があるということでしたけれども、一応、何人までとかという決まり、定員というのですかね。これ以上は入れませんと、そういうのは何か決まっているのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 プールの定員の考え方なのですけれども、ロッカーの数というふうになっております。ただ、そうなると学校によって、同じ5コースだったり、6コースの学校でも、置いてあるロッカーの数が違えば定員が違うということになってしまいますので、あくまで運用上は1コースに7、8人もいるとかなり混んでいる状況だというふうに考えられます。

そのあたりを目安に、余りにも混んでいるようですと、何人か使い終わって出られるまでお待ちいただくような運用を考えてはおりますが、今のところ学校屋内プールでそのような状況になることは、ほとんどないということです。

○中村委員 では、厳密に各学校で何人までと定員みたいなものを決めて、それを超えたら、基本的に今満員だから入れませんとかと、そういう運用はしていないということですね。

○生涯学習スポーツ振興課長 おっしゃるとおりです。

○中村委員 分かりました。それから、今までコース貸しをしてなかった理由は何ですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 学校屋内プール、これまで利用者数がそれ程多くなかったというところがありますので、団体についても、もともと団体自体は全面の料金を支払うのがちょっと高いねというご意見はあったものの、全面ではなくて団体にコース貸しをすることで空いているところを使わせてほしいといった個人の方の要望というのは特になかったということがありましたので、長年全面利用のみというふうに続けてきていたというのが実情です。

○中村委員 要するに、あれですかね。個人と団体を一緒に使わせたくなかったということですかね。

○生涯学習スポーツ振興課長 使わせたくなかったという訳ではないのですけれども。全面利用の場合は、自分たちの団体のメンバーのみですので、ほかの個人の方、ほかの団体の方に、利用上、あまり気を使う必要がなかったというメリットはあろうかと思えますけれども、コース単位での貸出しもしてほしいといったご要望に、今回お応えしたというものでございます。

○中村委員 コース貸しにすると、何か危険、ぶつかったりとか。違うグループだから、統制が取れていないので、結局ぶつかったりとか何かそういうことが。しかも、そのグループによっては、うまいチームもあれば下手なチームもあるでしょうし、そういう意味で何か事故が起きやすいからなのかなと私は思ったものですから。そういう理由ではないのですね。

○生涯学習スポーツ振興課長 コース単位で使っていただくことによって、もしかすると複数の団体が同じ曜日の時間帯に活動される可能性も出てきますけれども、あくまで決まったコースで活動していただきますので、団体同士でぶつかり合うような危険というのはないように考えております。もちろん、現場にいる、運営を任せている委託事業者についても、そのあたりの安全管理はしっかりとやるように伝えてまいります。

○中村委員 分かりました。大丈夫です。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 ちなみに、確認なのですが、この区外からのプール利用者は800円、1コース当たりの使用料金は3,300円というのは、日当たりということでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 学校屋内プールは、1回の利用時間が2時間の枠となっておりますので、その1回の料金となります。

○教育長 よろしいですか。ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第62号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第62号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

○教育長 次に、審議事項第2、議案第63号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました、議案第63号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」ご説明いたします。本日付議案資料No. 2を御覧ください。1ページ「審議内容」です。港区立郷土歴史館特別展示室で開催する企画展「未来に伝えよう！みなと遺産」の観覧料について、港区立郷土歴史館条例第六条別表の規定に基づき定めます。

項番１（１）名称は、「未来に伝えよう！みなと遺産（新指定文化財展／昔のくらし展／発掘調査速報展）」です。（２）「開催期間」は、令和８年１月１０日から３月８日までです。（３）「内容」です。本企画展では、地域の文化財とその保存・保護についての理解と関心を深めるため、令和７年１０月に新たに指定した港区指定文化財をはじめ、昭和期を中心に衣類に関する道具及び近年行われた発掘調査で出土した遺物をそれぞれ展示またはパネルにより紹介します。

項番２「観覧料」です。企画展のみを観覧する場合は、大人２００円、小中高校生１００円。常設展と同時に購入した場合は、大人４００円、小中高校生１００円です。

参考として観覧料一覧の表をつけてあります。また、参考資料に、今回の企画展のチラシ案を添付しています。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。観覧料は、１００円未満は切り捨てという考え方でいいのですね。

○図書文化財課長 そのとおりです。

○教育長 もうちょっとで３００円になるということなのですね。

１人でも多くの区民の方に見ていただきたいという思いがあるので。

○山内委員 今回これで全く問題ないですが、例えばこの前の夏の戦争展とか、非常によい展示だったと思うのですが、図録をつくるときとつくらないときがありますよね。あの判断はどんなときにされているのですか。つまり、予算の制約でできていないのか、それとも内容によってなのかどちらでしょうか。

○図書文化財課長 基本的には、現在、特別展のときは図録をつくるというやり方をされていて、企画展はどうしても、館内の資料を中心でやっているのので、図録まではつくっていません。特別展は、ほかの団体やとか施設から借りているということも含めて、そこへの感謝と言いますか、お礼も含めて、きちんと成果物としてつくっているというふうにご理解いただければと思います。

○山内委員 では、予算の制約ではないという理解でいいですか。

○図書文化財課長 必ずしもそういう訳ではないです。

○山内委員 企画展でも内容の優れているものがありますし、そういうのに学芸員の方たちをはじめ、かなりのエネルギーを使ってつくっていて、しかも港区の、区が所有している資料にしても、そのときしか表に出てこないというものが大半な訳ですから、逆にそのときにきちんと写真をしっかり入れて、分かりやすい解説も入れた図録をつくっていけると、図録自体がもう郷土歴史館、そして港区の財産になりますから。もう少し企画展も図録をつくるということを積極的にやってもいいのではないかなというふうに思いながら、いつも見ております。

○図書文化財課長 学芸員の準備作業や、そうしたことの編集作業等もあるので、係内で検討させていただきながら、今後ご意見を生かしていければと思います。ありがとうございます。

○山内委員 展示を企画して実現するというのは大変なエネルギーがかかっていて、そこにはやはり学芸員の方たちの専門家としての力も入っているので、それをきちんと残していくというのは学

芸員の方たちの実績としても大切ですし、郷土歴史館の実績としてもきちんと残していくというのは大切なことですので、ぜひお考えいただければと思います。

○教育長 ありがとうございます。貴重なご意見です。学芸員の方に聞いたのですけれども、特別展を開催するのにどのくらい期間を要するのですかと聞くと、3年前からもう準備を始めるのだそうです。だから、そこに情熱というか、これをやりたいからというようなことで企画をして、実際の特別展まで開催するということのエネルギーはすごく費やしているのです。

なので、企画展についても、これは素晴らしいからぜひ図録に残してというご意見を頂ければ、また検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかはよろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第63号については、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第63号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第3 報告事項

1 令和7年度港区奨学資金在学生二次募集の採用について

○教育長 次に、日程第3「報告事項」に入ります。初めに、報告事項第1「令和7年度港区奨学資金在学生二次募集の採用について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、報告事項1について、ご説明をさせていただきます。令和7年度の港区奨学生の在学生の方の第二次募集についてのご報告になります。選考結果ですけれども、「報告内容」にございますとおり、8月25日から9月26日まで募集をいたしました。

給付型奨学生及び貸付型奨学生の選考結果については、以降、記載のとおりです。少し飛びますが、項番3「応募状況」については、給付型の奨学生の方が7名、貸付型の方が2名になりまして、項番の4になりますが、10月21日に開催をいたしました奨学資金選考等委員会におきましてご審議を頂きまして、応募された方について、給付型7名、貸付型2名ということで決定をいたしましたので、ご報告をさせていただきます。

なお、次の項番5にございますが、今年度の全募集は終了いたしましたので、12月の中旬から1月の中旬に、予約募集と呼んでいますが、来年度に進学予定の方の募集の受付を行う予定としてございます。

以降、項番6以降については、給付、それから貸付の仕組みについてです。こちらは以前のとおりのですので、省略をさせていただきます。

なお、項番の7、6ページ目になりますが、今年度の実績表ということで、昨年度、令和6年度の状況との比較、給付、貸付、それぞれについて記載をさせていただきましたので、御覧いただければと思います。簡単ですがご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございますでしょうか。

○中村委員 質問なのですが、給付奨学生と貸付奨学生の在籍している学校とか、専門学校について、何か違い、例えば給付制はこういうところが多いとか、貸付の方はこういうところが多いとか、そういう特徴は何かありますか。

○教育長室長 特に給付型なのですが、今回申請なさった方ですと、ほとんどの方が私立大学の方。おそらくですが、学費の関係等のある方だと思います。それから、国立大学の方も1名いらっしゃいました。

○中村委員 それは、一次募集も含めてですか。

○教育長室長 今回の。

○中村委員 7名ですか。

○教育長室長 二次募集の方はですね。

○中村委員 二次募集は。

○教育長室長 はい。

○中村委員 一次募集もそんな傾向ですか。

○教育長室長 一次募集も私立大学の方が概ね多い傾向になっているかと思います。専修学校も対象にはなっておりますので。ただし、大学に進学なされた方の方が多くて、やはり概ね私立大学に進学なさっている方の方が多いというような印象を持っております。

○中村委員 貸付もそうですか。

○教育長室長 貸付の方もほぼ同様の傾向になっています。特に貸付ですと、給付と並行して申請することもできますので、特に学費が高額になっている場合には、おそらくですが、併給の方を申請なされている方もいるのかなというふうには感じております。

○中村委員 これは、二つ一緒に受けられるのですか。

○教育長室長 港区の給付型と貸付は両方併給できます。

○中村委員 できるのですね。

○教育長室長 ただし、ほかの機関で貸付を受けている場合には併給はできないという形になっています。

○中村委員 ほかのところから奨学金をもらっている場合はという意味ですか。

○教育長室長 おっしゃるとおりです。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかからの給付金、奨学金とは、例えばどういうところですか。

○教育長室長 JASSOと言われますけれども、日本学生支援機構を利用される方がおそらく多いというふうには思われます。

○中村委員 日本育英会とかありますよね。そういうところも入るのでしょうか。

○教育長室長 そうですね。入っています。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 芝浦中央公園運動場における大規模改修工事の基本計画策定について

○教育長 次に、報告事項の第2「芝浦中央公園運動場における大規模改修工事の基本計画策定について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付の報告資料No. 2を御覧ください。本件は、芝浦中央公園運動場の大規模改修工事につきまして、当初予定していたよりも早期に基本計画の策定に着手することについてご報告をするものです。

項番の1「芝浦中央公園運動場の概要」についてです。港南一丁目に、昭和55年4月に開設され、今年度末で丸45年となる施設です。テニスコート4面、フットサル場1面を備えまして、午前8時から午後9時まで利用できる施設となっております。

項番の2「大規模改修について」です。区の公共施設マネジメント計画におきまして、来年度から基本計画の策定に着手し、設計を経て令和11年度から大規模改修工事に入る予定となっておりますが、先般実施をしてこの教育委員会でもご報告させていただいた「運動・スポーツの実施場所等に関する需要調査」の結果を踏まえまして、これまで以上に区民の幅広いスポーツ需要に応える施設として、できるだけ早くリニューアルオープンできるように、今年度中から基本計画の策定に着手することとして、表の見直し案でお示ししたとおり、可能な限り工程の短縮を図ろうというふうに考えているものです。

項番の3「事業規模」ですけれども、基本計画の策定に要する経費として、約2,500万円です。

項番の4「今後のスケジュール」です。第4回定例会に補正予算案を提出いたします。補正予算の議決後、契約手続を経て、基本計画の策定作業を開始いたします。説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

○中村委員 非常にスピーディーに計画を進めていくということは非常によろしいことだと思うので、ぜひぜひこういうことは積極的に進めてほしいなと思いますけれども。ちなみに、これ早く始めることによって、予算、当初の予算が上がったりとか、そういうことはないですか。大丈夫ですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 まず、具体的な金額として予算を取っていくのは、基本計画策定に係る経費ですけれども、早く始めることによって、特に基本計画の予算に大きく影響することはありません。将来的には、物価高騰がどんどん進んでいく中で、早めに工事をすることによって、それよりも1年、2年先に工事をするよりも、経費は節減できるかなというふうには考えております。

○中村委員 今のところ決まっているのは、この基本計画の予算。その後の予算は、そのときの年度ごとの予算なので、先がどうなるか分からないという、そういうことですね。

○生涯学習スポーツ振興課長 おっしゃるとおりです。

○中村委員 だから、物価高騰が続くと、今早くやった方がいいのではないかという、そういう読みがあるということですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 早める一番の理由は、機能とか利便性の向上を図るものですので、そうしたリニューアルした運動場をできるだけ早く区民の方に使っていただくというものではありませんけれども、今申し上げたような経費の節減にもつながるだろうというふうには考えております。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 今回の大規模改修に向けて基本計画をつくり出すということですが、いわゆるリニューアルをする一番の課題、あるいはリニューアルをすべきという、そこは何かで決まっておるか、何かありますか。

○生涯学習スポーツ振興課長 今回この運動場を図示するような資料をお出しできていないので、想像していただくことにはなるのですけれども、今、この運動場、テニスコート4面とフットサル場がございます。もともと東京都の下水道処理場の上を使っている運動場ですので、そことの関係で、必ず、運動場にはできないエリアも多少はあるのですけれども、そこは守りつつも、それでも区の緑化基準を満たす程度に、もちろん緑も植えながら、まだまだ運動する場所として利用できそうなエリアがありますので、今のテニスコート、フットサルに加えて別の競技もできるような場所をつくりたいというふうには考えております。具体的には、今後基本計画でお示ししていくことにはなりますけれども、現時点で運動できる場所をまずは増やすということを目指したいというふうに考えております。

○山内委員 もう1点ですが、今後運動施設をリニューアルするときに、人工芝をどういうふうによりよいものにするかは、結構大きな課題だと思うのです。これは、学校のグラウンドも同じです。一つは、マイクロプラスチックの問題というものの議論がある。もう一つは、夏の暑い期間が長くなりますので、人工芝のグラウンドの上の暑さはかなり高温になる。一方で、おそらくこれだけの問題が出てくると、熱くなりにくい人工芝。それは、人工芝そのものの材質かもしれないし、チップの部分かもしれないし、あるいは人工芝の下の下地の作り方の改善もあって、そういうのをどう調査して、より暑さに強いものというのか。熱くなりくいものを作っていくか。その研究をしてモデルをつくっていくと、今度ほかの学校とかにもそのノウハウを広げていけるということになるので、そういうこともぜひ積極的に研究しながらされるとよいと思うのですが、そういうことについてはいかなものでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 ご助言のとおり、熱中症対策にもつながるような人工芝、下地の地盤というのは検討していきたいと考えております。ただ、テニスコートにつきましては、人工芝がいいのか、あるいはハードコートがいいのか。そうしたことは利用者の意見も踏まえていきたいと考えておりますので、そういったことを総合的に検討していければということと、熱中症対策の観点では、後づけがなかなか難しい。いわゆるパイプからミストが出るような装置なども大規模改

修を機に設置することで、運動する方の熱中症対策も進められればなというふうに考えております。

○教育長 よろしいですか。

○鈴木委員 お伺いしたいのですけれども、あの位置は、高輪ゲートウェイと、それからシーズンテラスと、こちらの屋上とあると思うのですけれども、あの辺一帯の工事と何か影響というか、通路とか、今非常に不便な通路で階段で上がっていく。そして、テニスコートに行くという。両方とも階段で上がるというちょっと不便な造りになっているのですけれども、そこら辺も工事の中で、何か駅から通いやすいような形の入り口ができるのかとか、そういうのは決まっていच्छやるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 そのあたりについては、まだ具体的に決めているものはございませんけれども、高輪ゲートウェイ駅から港南側に抜ける出口もこれからできるというところも踏まえて、そこからの導線も含めて、工事に当たっての出入り口との導線もできればというふうには考えております。下水道処理場の上部利用をしているという関係で、出入口をつくる場所というのも制約が出てくる可能性もありますので、その辺、守らなければいけないところは守りながらも、少しでも利便性が高まるような施設にしていきたいというふうには考えております。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○田谷委員 今の課長のお話の中で、テニスコートとフットサル場があるということで、今後それ以外のスポーツについても検討してみたいという言い方だったのですかね。その辺、どうなんですかね。区民が何をしたいかというのを、ある程度希望を取るとか、そういうような方法は何か考えていますか。

○生涯学習スポーツ振興課長 以前にご報告した、昨年度から実施しておりました運動・スポーツ需要調査の結果を踏まえまして、そこで小・中、高校生、大学生といった各年代の、これからやってみたいスポーツ種目の上位に上がっているもののうち、この芝浦の運動場で実現できそうな種目をできるようなコートを作りたいというふうに考えております。具体的には基本計画でお示しすることにはなりますけれども、現時点でイメージしているものとしては、ピックルボールとかパデルといった近年人気が出ている新しいラケット競技のコートをつくるですとか。この運動場、近隣の住民の方が余りいच्छやらなくて、音の問題というのが幸いにもない場所ですので、スケートボードができるような場所を造るとか、そんなことをイメージしております。

○田谷委員 実は私、今その質問を課長にさせていただいたのは、スケートボードの件なのです。私、通勤途中、田町駅の公団側を通るのですけれども、やはりあそこのところにも「スケートボード禁止」という張り紙があります。先日も駒沢公園に行ったときも、あそこも確か「スケートボード禁止」というのがありまして、やはり騒音のするスポーツですからなかなか受け入れてくれるところがない。割に若者はどこでもやってしまうらしいですね。恵比寿駅の西口などもテラスのところにはやはり「禁止」と書いてあるので、ちょっと板の張ってある部分とか、そういうコンクリの部分があればやりたくなくなってしまうというところがあると思うので。

場所の制約の問題もあると思うので、なかなかスロープをつくったりなんだりというのは難しいと思うのですが、少しでもそういう場所を、特に、今おっしゃるように騒音の関係のない地区だと思うので、そういうスポーツも入れてもらえればニーズは高いのではないかなと思います。私が知っている限りだと、大きい施設は駒沢公園くらいではないかなと。ほかはちょっとよく分かりませんが、渋谷にもありましたか。

○鈴木委員 大田区もあります。

○田谷委員 ですので、そういう騒音という問題でも入れていただけるといいかと思うのです。

○生涯学習スポーツ振興課長 ありがとうございます。ご助言も踏まえて、できるスポーツの幅を広げられるように検討してまいります。

○教育長 利用者がたくさん増えると、駐輪場というのは、今のところは足りているということだと思いますか。普通、何で来るのかな。

○生涯学習スポーツ振興課長 そのときの利用者数、その瞬間瞬間の利用者数によっては、ちょっと自転車が駐輪場所からあふれているということもゼロではないのですが、幸いにも今のところ、周辺の環境からそれが問題になっていないというところはあるのですが、やはり駐輪場の問題も含めて、大規模改修に当たっては検討しなければいけないというふうには考えております。

○教育長

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 港区特定公共賃貸住宅シティハイツ港南等大規模改修工事の入札手続の中止を踏まえた今後の対応について

○教育長 次に、報告事項の第3「港区特定公共賃貸住宅シティハイツ港南等大規模改修工事の入札手続の中止を踏まえた今後の対応について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 「港区特定公共賃貸住宅シティハイツ港南等大規模改修工事の入札手続の中止を踏まえた今後の対応について」ご説明いたします。本日付報告資料No. 3を御覧ください。

「報告内容」です。港区特定公共賃貸住宅シティハイツ港南等大規模改修工事については、令和7年第4回港区議会定例会に議案として提出する予定でしたが、電気設備及び機械設備工事の入札参加者がいなかったため、入札手続を中止しました。このため、サウンディング型市場調査を実施し、その結果を踏まえた適当な工事の発注方法や具体的な工期などを再検討します。

項番1「建物概要」については記載のとおりですが、(8)用途に港南図書館があります。

2ページ、項番2「経緯」です。令和5年3月に開会された4常任委員会に工事の基本計画を報告し、そのスケジュールでは、令和7年第4回港区議会定例会に議案を提出後、令和8年1月に工事着手、令和10年11月に工事完了予定としていました。その後、入札手続を実施しましたが、

建築工事は参加者があったものの、電気設備及び機械設備工事には参加者がなく、入札手を中止しました。(1) から (3) は記載のとおりです。

項番3「各施設の利用制限等」です。工事期間中は、港南図書館を10か月程度臨時休館など、最小限度の範囲で利用制限することとしていましたが、当分の間、利用は制限しません。

項番4「サウンディング型市場調査」です。(1)「概要」です。サウンディング型市場調査は、民間事業者の意見や新たな提案を把握することにより、事業の検討を進展させるために情報を収集する手法で、事業に対する民間事業者の理解の促進や参入意欲の向上が期待できます。本件においては、入札参加者が不在となったため、建設市場の動向や民間事業者の実情を把握し、工事スケジュールの設定などの入札不調対策を講じた発注内容とします。

3ページ、項番5「今後のスケジュール」です。令和7年11月21日に、4常任委員会に併せて報告し、令和8年3月までにサウンディング型市場調査を終了する予定です。説明は以上です。よろしく願い申し上げます。

○教育長 それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○中村委員 このサウンディング型市場調査というものの中で、「事業の検討の段階で広く対外的に情報提供することにより」と書いてあるのですけれども、どんな情報を提供するのですか。

○図書文化財課長 今回のケースで言いますと、既に一度入札をしていますので、設計図面等、仕様を含めて事業者の方に提供をして、内容を確認の上、ご提案を頂くという予定であります。

○中村委員 それだと、入札のときの情報提供と、情報の提供の度合いとしては余り変わらないのではないですか。

○図書文化財課長 今回はそれを示した上で、「事業者側からするとどうことができますか」ということのご提案とか意見交換をして、場合によっては、それを踏まえて今後、設計を変えることが次のステップとして想定をしているということになります。

○中村委員 ということは、今回入札する業者が出てこなかった原因がどこにあるのかというのを、行政として調査をするというようなことも目的に入っているということですね。

○図書文化財課長 おっしゃるとおりです。今回、応募事業者の手が挙がらなかったのも、どこが要因だったのか、金額なのか工期なのか、そもそもほかの案件を取っていることが手が挙がらなかったという原因か特定できないので、それをお示しをして、意見交換をして、必要な改善とか、変えるものは変えていこうというものになります。

○中村委員 開示する相手は、特定せず広く一般にやるのか、あるいは個別具体的な業者にやるのか、その辺はどうするのですか。

○図書文化財課長 基本的には今回の工事規模が140億円程度というところになりますので、ある程度できるのが、格付で行くとAランクというか、大きな事業者になります。そこを中心と、あとは業界団体と言いますか、そういったところに情報提供して、意見交換というふうに予定をしています。

○中村委員 今回は、工種が建築と電気設備と機械設備があるのですけれども、基本的にはこれ全部を一緒に、同一の企業に受けてもらいたいというのが港区の希望ということですか。

○図書文化財課長 港区の基本的な契約形態として、分離分割発注ということで、業種ごとに入札し発注しますので、今回三つに分かれています。そのうち二つのものについて、手が挙がらなかったということになります。

○中村委員 だから、この入札に来た建築会社は結局受注できていないのですよね。

○図書文化財課長 おっしゃるとおりです。

○中村委員 ですよね。では、港区としてはばらばらの企業でも、それは構わないのですね。

○図書文化財課長 結果的にどうなるのかというところは、今回2業種については、捕まえられていないという状況なので、それが業種によっては全部をまとめた方が受注がしやすいとか、どういう声が挙がってくるか、正直言って分からないというふうにご理解いただければと思います。

○中村委員 あとは、やはり予算規模等からして、小さな企業、事業者はできないと思うので。全部で140億円ですよね。ですので、ある程度大きな企業に対しては、情報が欲しいところには基本的にどこでも情報は開示すると、そういう姿勢で臨むということですね。

○図書文化財課長 おっしゃるとおりです。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにご質問はございますでしょうか。

特に、よろしいですかね。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 令和7年度「マイスクールPRコンペティション」の開催について

○教育長 次に、報告事項第4「令和7年度『マイスクールPRコンペティション』の開催について」説明をお願いします。

○教育人事企画課長 それでは、令和7年度「マイスクールPRコンペティション」の開催につきまして、報告資料No. 4に基づいてご説明いたします。

項番1「目的」を御覧ください。区立小・中学校の児童・生徒が主体となって、在籍校や学校周辺の地域の魅力づくりに向けた取組を考えて実行していく活動を支援することにより、区立学校や地域の魅力を児童・生徒が発信する機会を創出し、在籍校や地域を誇りに思う心を育むとともに、地域の諸課題の解決に向けて社会に参画する力を育成することを目的として実施いたします。

項番2、3番を御覧ください。令和7年12月8日、月曜日、午後2時30分から4時30分まで。区議会棟、本会議場及び第1から第6委員会室で実施いたします。

項番4「参加者」は、記載のとおりになります。

項番5「内容」を御覧ください。今年度は昨年度の反省を生かし、裏面になりますが、部会別コンペティションの割り振りを、校長による抽選で決定いたしました。また、決められた方法、時間で分かりやすく発表しているかについても、観点に入れることとしました。

「コンペティション決勝」は、区長挨拶、議長挨拶、部会代表校発表、投票、教育長からの講評・最優秀校発表、中学校PTA連合会会長からの表彰となります。

項番6「その他」(2)を御覧ください。コンペティション後、最優秀校2校の取組やスライドを掲載し、区全体に向けて周知し、子供たちの取組や思いを区民に周知してまいります。説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等があればお願いいたします。

○鈴木委員 このプログラムは、学校や色々な地域の方々にも非常に好評なのですが、毎年区のホームページで最優秀賞2校のみスライドが掲載されていると思うのですが、例えばこの全校の取組を公表とかすることはできないものなのでしょうか。というのは、各地域ですごく魅力的なものを発信していて、子供たちが色々な思いを込めて書いているので、もう少し、もちろん優秀賞に選ばれた小学校、中学校のは立派なものでありますけれども、ほかの学校も非常に優秀なのをたくさん掲げていらっしゃるの、どこか、例えば教育委員会の何かのホームページなのかどこかに、もっと皆さんに広げていくという場面を用意されたりすることは可能でしょうか。

○教育人事企画課長 ご意見ありがとうございます。色々な子供たちの頑張りを広く周知していくように、私たちも発信の仕方を検討してまいりたいと思います。

○鈴木委員 お願いいたします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 この最優秀校の選出方法なのですが、すいません。私は去年これに参加できなかったで現場の雰囲気がよく分からないのですが、ただ、先程ちょっと事前の説明のときに聞いていたら、各投票権者、誰でしたか。教育長とか教育委員とか生徒とか、校名を書くと言っていましたよね。当然1校しか書かないのですよね。2校書くのですか。

○教育人事企画課長 決勝の投票でございますが、小学校、中学校、それぞれ1校ずつ記名していただきます。そして、隣の欄に理由、投票した理由を記入する欄を設けております。

○中村委員 理由も書く訳ですか。その理由は、何か書かせる意味がありますか。

○教育人事企画課長 例えば、色々な学校で、いいところとかそういうところを、メッセージとして各校の頑張りとかを伝えるというふうにはさせていただいております。

○中村委員 こういうコンペティションの場合は、本当にいつもよく問題になるのですが、見る人の感覚によって全然違うと思うのですよね。審査基準がなければ、結局その人の個人的な趣味に走る可能性もあるし。だから、そういうことを考えると、もしこうやって最優秀校をつくるのだったら、もう少し採点基準、基準というのは何かを明確にして、その基準ごとに点数的なものを配点してやっていかないと、公正性、こういう観点から見てどうなのかなという気がするのですが、いかがですか。

○教育人事企画課長 投票用紙には評価の観点は示しておりまして、今回は五つ。主体性、児童・生徒が意欲的に取り組んでいるか。独創性、学校や地域の特徴などを踏まえて独自の取組か。課題意識、学校や地域の課題と向き合っているか。経費の費用対効果、経費を有効に使い高い効果を生

んでいるか。発表方法、決められた方法・時間で分かりやすく発表しているか。こういう観点で総合的に判断してもらって、最優秀の学校を選んでもらうようにしています。

○中村委員 ただ、ただそういう基準で選んでくれとは言っているけれども、結局その過程は飛んでしまう訳ですね。結論さえ出てこないですよ。そこに一応基準は書いてあるからというのはよく分かるのですけれども、ただやはり結論だけ、「私はここが一番よかったから」という意味で書いてしまう人も多々いると思うし。ではこれを基に、5点満点とかね、何点満点で配点をつけて、その合計でこの人が一番だった、「合計が何点だったから、この人が私は一番いいと思う」というような形で、やはりそこは点数をつけた方がいいような気がするのですけれども、いかがなものですか。

○教育人事企画課長 これまで2回実施しておりますが、評価の観点のもとで、子供たちも、大人の方も発表を聞いて、投票する学校を決める形で問題なく本コンペティションが進行したと考えております。今回は、昨年度の反省も踏まえまして、評価の観点を投票用紙に載せて実施してまいります。

○鈴木委員 今回の採点方法についてお聞きしたいのですけれども、点数化すると何か作業が大変になるとか、そういった理由があるのでしょうか。

○教育人事企画課長 。円滑な進行という点もございます。昨年度、学校だけの集計でも結構時間を頂いております。お借りしている議会棟内と、子供たちは4時半までという中で運営しているところでは、この集計の仕方が今のところ一番円滑に進んでいると考えております。多分これを点数化していくと、また集計の確認とかそういうところですごく時間がかかって、票を集めてから結果を出すまでに相当時間を待たせてしまう可能性があります。

○鈴木委員 スプレッドシートでどうにかならないのですか。スプレッドシートだと共有で一発で出るではないですか。そういう評価の仕方、短時間でぱっと計算をして。全採点者がスプレッドシートに点数を入れていけば、共有のところで一発で点数が出るではないですか、瞬時に。そういった方法は、使うのは難しいのですかね。

○教育人事企画課長 そちらの点につきましては、まだ端末等で万が一何か問題が生じた場合などに、集計する時間のロスを考えますと、一番確実に円滑にできるもので、今考えております。

○鈴木委員 分かりました。

○山内委員 投票の方法というか、選考、評価の方法は、確かに方法論は難しいのですが、私自身は、いいと思うものを一つとか二つ選ぶというやり方でも悪くはないというふうには思っています。というのは、点数化は一見客観的に見えるのですけれども、例えば人によっては1から5までの間をかなりばらして評価する人がいて、人によってはほとんど2、3に集中させる人がいて。そうすると、実はばらした人は、ばらさない人に比べて、実は、場合によっては3倍、4倍ぐらいの力がそこに入る、影響を及ぼせるのですよ。だから、そのばらし方が人によって違うと、実は1人

1票というのとは違う。このように影響が、強く効く人と効かない人と出てきたりもするので、そう考えると、一つか二つ選ぶというのはありだと思います、総合的に判断するのに。

ただし、総合的に判断するというときに、一つ選ばせるのがいいのか、二つないし三つ選んでもらうのがいいのかというのは、工夫のしどころかもしれないと思います。というのが、一つというと、ある意味で見る観点がみんな、これは面白いと、人気投票的なものによる可能性があるとか、あるいは、どうも話を聞くとそれはなさそうですけれども、自分のところに入れてしまってみんなばらけるとか、そういう色々な可能性がある。二つとか三つにすると、ちょっと多様な観点のものが選ばれていて、最終的に最優秀は一つだけれども、それ以外にも比較的面白いものというのが上位に入ってくるということもあって、それはそれで後で、それをどう生かしてあげるかという参考にも使えるので、1校選ぶとか、あるいは二つとか三つ選んでもらうとか、実はそれは工夫の仕方なのではないかと思いました。

あとはいずれにしても先程鈴木委員が言われたように、全部の発表をホームページなどで見せてあげる、公開するというのは、いいのではないかなと思いますね。やはりそれによってそれぞれの学校の特徴とか、生徒たちが考えていることがもっと見えるし、それは生徒たちにとっても、落ちても、一つの動機というかな。こうやって発表させてもらえたということで、満足につながるし、モチベーションにもつながる。そういうことは考えてもいいのではないかなと思いました。以上です。

○教育長 私も今年初めて出させていただきます。色々採点の、優秀校を決めるに当たっての客観的な部分というのをどう見ていくのかという。今の一つ、最終校1人1校というやり方もある意味客観性があると思うのですけれども、ご意見が出たように、工夫の余地というのはあるのかな。どういうやり方があるのかというところは、まだ何とも言えないのですけれども、実際にやってみて、それでまた、どういうところがいいのかなというのは判断していきたいと思いますが、今日は11月の8日ですね。なので、日にちもそんなにないので、今年度については従来どおりのやり方でやらせていただき、また改善点があればご意見を頂きながら工夫していくところは工夫していくところでお願いできればと思います。

○教育人事企画課長 よろしく願いいたします。

○教育長 それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 令和8年度入園式・入学式・修了式・卒業式等の日程について

○教育長 次に、報告事項第5「令和8年度入園式・入学式・修了式・卒業式等の日程について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 令和8年度入園式・入学式・修了式・卒業式、土曜授業、閉庁期間の日程につきまして、本日資料No. 5に基づきご報告いたします。

まず初めに、項番1「幼稚園入園式・小中学校入学式」についてでございます。表にお示ししているとおりでございますが、今年度より、小学校の入学式につきましては午後に実施しているとこ

ろでございます。以前は午前10時に入学式を実施しておりましたが、午後にすることによりまして先生方の準備等含めての時間を確保し、丁寧に見取る学級開き等の時間も始業式の中でしっかりと実施できるような形で設定しているものでございます。

項番2「幼稚園修了式・小中学校卒業式」についてでございます。こちら表にお示ししているとおりで、暦に従って表示しているものでございます。

次、項番3「土曜授業」でございます。土曜授業につきましても、表に示したとおりでございます。原則といたしまして、土曜授業年間5回以上から10回以下という形で実施いたします。実施範囲は、今年度と同様でございます。

項番4「閉庁期間」でございます。今年度の3週間の閉庁期間の成果を踏まえ、令和8年度は8月1日土曜日から24日月曜日までを共通の閉庁期間といたします。ただし、各園・各校の実態に応じて、幼稚園での一時預かり、小学校での水泳指導、中学校での部活動などの実施を可能とすることといたします。報告は以上でございます。

○教育長 それでは、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○鈴木委員 小学校の入学式、午後にされたのは非常に素晴らしい判断だなと思います。入学式のときに、入学式の学校運営としては、ランドセルは要らない。けれども、ランドセルの写真を撮りたい親御さんたちが長蛇の列になるのです。入学式に間に合わないから慌ててちょっと撮るではないですけども、こう、起きているのを見たことが何度もあるので、素晴らしい判断をされたと思います。ぜひ、朝から看板を置いておいていただけると、午前に写真を撮りに行き、午後に入學式というのができるのではないかなと思います。ただの意見です。以上です。

○教育指導担当課長 しかるべく対応できるよう、学校に対して呼びかけてまいりたいと思います。

○鈴木委員 お願いいたします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

それでは、「その他」についてお願いします。

○教育長室長 今、お手元に資料を「その他」として配布をさせていただきます。御覧いただければと思います。

「(仮称)港区職員の働きやすい職場づくり推進計画の策定について」です。職員を対象としました、現在、港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン、それから港区職員における障害者活躍推進計画。これらにつきましては、区長、教育委員会の皆様ほか、任命権者の皆様の連名により計画を策定しておりますけれども、現行計画期間満了に伴いまして、次期行動計画策定の方向性について簡単にご説明させていただきたいと思います。

四角括弧の「概要」のところに記載をしておりますのは、その内容になります。現行計画の計画期間が終了するということ、それから策定の考え方として、以下の1、2、3を基本として策定するというようにしております。

1 番の背景、経緯については、ただいまご説明した内容になります。職員のワーク・ライフ・バランス推進プランについては、休暇・休業制度の取得促進やテレワーク、フレックスタイムの整備などが取組としてあります。また、障害者雇用促進法に基づく障害者活躍推進計画についても策定して取組を進めてまいりました。

おめくりいただきまして、2 番が次期行動計画の策定に当たって、策定の考え方として、(1) (2)、それぞれに考え方、ポイントを記載をさせていただいております。誰もが働きやすく働きたいを実感し、活躍できる職場の重要性。それから、(2) としまして、各行動計画の統合、一体化としておりますけれども、今まで港区の中でも、それぞれの分野で個別計画と言われる計画を策定していたのですが、この二つの計画を一つの行動計画に統合しまして、一体のものとして策定するというを考えてございます。

次に、項番 3 になりますが、計画の名称、計画の位置づけについては記載のとおりで、いずれも後継計画として策定をします。(3) 計画期間については、来年度、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を計画期間といたします。(4) 策定主体につきましては、先程ご紹介のとおりで、各任命権者、港区教育委員会を含みますが、併任により行動計画を策定するという予定になっています。

今後のスケジュールについては、項番 5 に記載のとおりで、今年の 12 月に庁内の推進委員会、それから庁議で決定した後には議会に報告をしていくというような内容になります。

全体像につきましては、A 4 の横の側のカラー刷りの資料になります。この真ん中の「目標」というところで、今回の計画策定において、例えば育児休業に関する目標ですとか、女性職員の……に関する目標ですとか、障害者雇用促進法に基づく目標ですとか、このような形で現状を考えているというものになります。簡単ですが、「その他」のご説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○鈴木委員 現状の障害者雇用の実雇用率は何%になるのでしょうか。

○教育長室長 現状 2.85%になります。現在の法定雇用率が 2.8%になりますので、そこはクリアをしているというような状況にはございます。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 同じく障害者雇用に関してなのですが、いわゆる採用 1 年後の定着率は、どの程度ですか。

○教育長室長 今のところは、今年度はちょっとまだ分からないのですが、昨年度までは定着率としては、100%になっています。自己都合で退職をされたという方が一部いらっしゃるの、ご自分で転職をなさるとか、あとは常勤職員として働く待遇が早いというふうにご自身で判断された場合には、昨年度でいいですと、その方を除くと 80%の定着にはなっています。ご自身の意思としてご退職を選択されたという方となります。

○中村委員 定着率の計算をするときは、そういう人たちも含めて計算すると思うので、そういう意味でいけば80%ということですか。

○教育長室長 そうです。委員のおっしゃるとおり、昨年度はそういう方々も含めると、反映するとすると80%に。ちなみに、一昨年度、令和5年度がそういう方がいらっしやらなかったなので、100%という形になります。

○中村委員 港区の場合は、その障害者雇用、障害はどのような障害者ですか。精神障害、身体障害、知的障害者、類型があるではないですか。障害者雇用の場合、確かどの障害でもいいのですよね。

○教育長室長 身体の方ですとか精神の方ですとか、それから知的障害をお持ちの方も含めてということで、障害者雇用ということになっております。

○中村委員 港区には、知的障害、精神障害、身体障害、全員いらっしやるということですか。

○教育長室長 対象になっています。

○中村委員 対象になって、各種の方も全員いらっしやるということですか。

○教育長室長 いらっしやいます。

○中村委員 特にどこが多いというのは、あるのですか。

○教育長室長 身体障害者の方が多いかと思えます。

○山内委員 今のことにつながる質問ですが。障害者雇用に関して、定着率を上げる努力をするというのは大切なことなのですが、定着率を100%という目標を打ち出すということは、本当に適切なかどうか。つまり、逆にそれを実現しようとする、実は雇用する障害の水準とか障害の性質というものの幅を狭めて、確実に行けそうな人たちをということにもなりかねない訳ですよね。逆に、幅を広く雇用するとなると、それは当然、難しい人はその中から出てくる訳で、実際には100%にはいかないというのは当然のことかもしれない。だから、数値目標というのをどの程度つり合うものと皆さんが意識するかで、実は変わってくる問題だと思います。だから、私は100%と数値目標を出してあんまりそれに縛られるようなことになると、かえって望ましくないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長室長 現在の計画においても、目標値はずっとつくっております。そこで、目標としては、現在の定着率100%を「目標とします」という表現をしております。実際の解としては、A4の横の方に少しお書きしているのですが、打ち手という意味では、右下のところに、実際に本配属がされる前に、人事課で一定程度配置と適性を見極めて、プレ配属という形にしてからご自身の特性とマッチングできるようにというような期間を設ける策ですとか、あとは外部の相談窓口を新たに設置をしまして、不本意な退職に結びつかないようにというような取組も新たにやっていくということによって、結局そうさせていただいていますので、目指す目標ではありますけれども、目標は100%と掲げつつ、できることをやっていくというような方向性で今のところ考えてございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○鈴木委員 ちょっと今のにつながるのですが、私自身が障害者雇用のビジネスマナーの講座を月に2回とかやっていたのですが、やはり定着という意味でもそうですし、その入るときのお困り事がかなり多くて、御本人のお困り事も多いですし、会社側のお困り事も多くて、その調整というのがやはり一番苦労した部分であって、ほかの社員との、職員とのコミュニケーションとかそういうものに、何か特別やられている対策というか、施策みたいなのはおありなのでしょうか。教えてください。

○教育長室長 現行の計画でも、職場の環境によって障害がある職員の活躍を推進するためということで、執務環境の確保ですとか、バリアフリー化の推進ですとか、あとは知識習得、意識形成についての取組ですとかという取組をいくつか掲げています。それから、外部の仕事サポーターの養成講座といったところにも、配属された職場の職員ができるだけ研修を受けるようにということも掲げておりますので、おそらく今回の計画策定の見直しについても、そういったところも含めて、さらに先程申し上げた新たな取組も加えていくというような形になって、職場になじんで仕事されるというようなことを目標にということで、方向性は定めていく形になるかと思っています。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 この働きやすい職場環境づくりの推進計画というのは、一応資料によると次世代育成支援法、それから女性活躍推進法、それから障害者雇用促進法という関連法案の表が出ていて、そういうものを基にした課題ということで、目標を挙げていらっしゃる訳なのですが、私も仕事柄、やはりこういう障害者の方、それから女性のこと、それから男性の育休取得に関するトラブルみたいなことをよく扱うのですが、そのときにもつくづく思うのですが、そういう制度をつくって、そういう方々をできるだけ、障害者うちに来てください、女性、課長とか管理職になったら楽しいですよと、一生懸命女性を誘引するようなことをするというのはいいのですが、大体トラブルが起きるというのは、周りがそれを認めていないというか、例えば障害者だったら障害者に対する周りの人たちの偏見があります。

結局、本人はやる気があるのだけれどもやはり働きづらくなって、自分の働くところではないなと思って辞めていくというパターン。それから、女性の管理職の場合もそうですよね。やはり「女性が管理職なんて」ということを思っている男性がやはりいて、なってもどうしても管理職としての能力を上げられない。そこでハラスメント問題が起きたりとか。それから、男性の育休に関してもそうですよね。育休を取ると周りの人たちがいい顔をしない。そういうことで取りづらい。

だから、そういうのは全部そうだと思うのですが、周りがしっかり男性が育休を取ることに対して抵抗を持たない。むしろ積極的にやったらどうですか。みんな同じなんだから。自分もそんなふうになることがある可能性もある訳だしとか、そういう周りの受け入れ体制みたいなものもしっかりとしないと、基本的にはこの目標を達成することはできないみたいなところがあると思うので、そこら辺はすごく注意してやってもらいたいと思います。これは、もう民間だろうが役所だろうが一緒だと思いますので、その辺は、私は仕事柄、そういう仕事が多いもので。

色々社内問題で多いもので、そういうトラブルを受けて色々考えているとそこら辺が大事だということを、常日頃会社の役員とかには言っているのですが。ですので、そこら辺は注意してやってもらいたいと思います。私の感想でした。

○教育長室長 ありがとうございます。例えば育児休業を取られる方のワーク・ライフ・バランスに関する職場全体での業務配分の配慮ですとか、あとは女性の活躍ということに関すると、今は人事当局の方で相談制度みたいなものを設けていて、キャリアデザインをやっていく上で、先輩がアドバイスに応じられるような制度ですとか、障害者雇用に関しては、もちろん障害者差別解消法の合理的配慮ということを職員も研修等で学んでおりますので、その辺は貴重なご意見を頂いたということで、当局の方にも伝えていきたいと思います。

○教育長 ほかはよろしいですか。貴重なご意見ありがとうございました。
それでは次にはいきます。

○図書文化財課長 高輪築堤調査・保存等検討委員会の進捗状況について報告します。11月5日に開催された委員会についての報告です。前回の委員会に続き、JR東日本から「『5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について（3）』に対する当社の見解について（2）」が示されました。1ページ本文3行目、委員会における協議内容等を踏まえ、改めて取りまとめたものです。

項番1、基本的考え方。前回から変更ありません。

項番2、文化財的価値について。変更ありません。

2ページ、項番3、保護措置について。（1）海上築堤の鉄道らしい連続性を有する築堤部100メートル以上の区間の現地保存の要望を踏まえた開発計画の検討は、追記されましたが、基本的に変更はありません。①5街区建物部。黒丸三つ下、矢印。開発計画として、2～3,000億円程度の価値が棄損するとともに、車両動線上、安全面に課題がある建物となる。②6街区建物部、3ページになります。矢印、開発計画として価値の棄損が膨大。

（2）5・6街区における我が国最初期の信号機跡と推定される信号機跡の現地保存の要望を踏まえた構造物の計画見直し検討は、新規に記載されました。こちらは検討途中になります。①経緯、②主な課題の記載があり、一番下、黒い点です。成立性の検証に当たっては、詳細な構造検討や協議等が必要であり、時間と費用を要する。

4ページは、変更ありません。当日も委員から意見が出ましたが、JR文書の（1）（2）を踏まえ、12月に委員から見解が示される予定です。報告は以上です。よろしくお願いします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○山内委員 まず、この内容の問題に入る前に、やはりこれ非常に重要な内容ですよね。前からお話ししているように、日本にとっても世界の文明史の中でも非常に貴重な遺構であって、それに対してどうするか。しかも、港区としては、早くから5・6街区のことについては要望を出しているが、それに対してしっかりした検討がなされないままJRは仕事をやっていくという。

これについて前から申し上げているのは、港区の文化財保護の審議会がありながら、そこでオフィシャルな議論がこれについてなされていないこと。今まで一度もしてきていない。それからもう一つは、文化財保護の審議会は教育委員会の中にもあるにかかわらず、教育委員と委員との検討の場が一度もないということです。これずっとお願いし続けていることなのです。もう一回確認しますけれども、5・6街区のJRからの回答などについて、文化財保護審議会できちんと議題として議論はされているのでしょうか。

○図書文化財課長 文化財保護審議会として、正式な議題として議論しているというところは、ありません。あくまでも審議会は、諮問に基づいてやるというところがありますので、委員長は文化財保護審議会の委員ではありますが、そこについての、いわゆる「その他案件」として情報交換ということはあっても、議題としてのついているということはないです。

○山内委員 諮問案件以外のことを議論してはいけない場なのですか。

○図書文化財課長 基本的には、諮問いただいたものについて答申をするというところが、審議会としての位置づけです。あとは審議会という形ではないですけれども、委員のメンバーに集まっていたいただいて、事前に指定に当たっての情報交換というか、意見交換をするということは、やっています。

○山内委員 ただし、やはり文化財保護に関しての専門的な見地を持った方たちに委員になっていただいている以上、このような案件のときにはきちんと議論をしてもらって、そこからも意見を頂くということは必要だと思うのです。

もう一つ、やはり教育委員会として意見を出す以上、せっかくあるその審議会ときちんと意見交換して、そういう方たちの意見を頂くということも必要だと思うのです。それは、十分やるべきことだし、やってよいことで、そういう意味で私はできるだけ早く、きちんとここの教育委員4人、教育長を含めて5人が全員そろそろ、それから文化財の審議会の委員がきちんと全員そろそろ日程調整をして、やはりきちんとこの問題について議論をする、意見を交換する、そういう場をつくっていただきたいというふうに思います。これはもうお願いします。

○図書文化財課長 今のところ、12月に文化財保護審議会の準備会を開催する予定です。そこでは12月に委員見解が出る予定で、谷川委員がこの委員会の委員なので、委員長から情報提供はしていただいて、委員と意見交換をするような、情報交換をするようなことは考えてはいます。それを踏まえてというふうに、委員のお話についてどうするかということは、今後調整かなというふうには思っています。

○山内委員 これは、前から、何年も前からそういう場をつくってほしいということを言い続けてきているのに、なぜそれは実現しないのでしょうか。

○図書文化財課長 過去の結果を踏まえて確認をさせていただければというふうに思います。即答は正式にできないのですけれども、ちょっと経過を踏まえて確認させていただければと思います。

○山内委員 極めて重要なことで、これについてはやはり、教育委員会はそういう文化財の保護に対してはかなり責任を負う立場で、そこできちんとした十分な議論をしていない、議論を尽くして

いないということになると、これはやはり将来責任を問われる、禍根を残す問題になると思うのです。だから、そこはきちんと十分に議論ができるような、そういう場をつくることは重要だし、文化財保護審議会の委員の方たちだって同じですよ。谷川さんは、たまたまその委員会として、今回も交渉の場に出ているけれども、文化財保護審議会を代表して出ている訳ではない訳ですよ。それも既に確認しているとおります。結局、その中途半端な情報提供だけの連続で終わるといえるのは、私は適切ではないと思うんです。

○教育長 先程課長からお話があったとおり、谷川さんからお話を聞く場を考えているのですか。

○図書文化財課長 12月に文化財保護審議会の準備会を開催予定なので、その中の案件というか、12月に最新の委員見解が出ますので、それを踏まえて、審議会の委員の先生方との意見交換というか情報交換をして、今という状況で、それについてどうなのだというところについてはご意見を頂ければなということで、今、考えてはいます。

○山内委員 今の話になると、最新の委員見解というのは、委員見解は谷川さんの見解ということですね。

○図書文化財課長 調査・保存等検討委員会の、学識経験者の全体の委員見解です。

○山内委員 やはりそこがきちんと適切になる、進められるためにも、逆に、並行して、それを待たなくたって、教育委員会として、また文化財保護審議会として、やはりある見解を持っておくというのは、必要によってはメッセージをきちんと出すということは、私は大切だと思いますけれども。待っていると、結局どんどん事後的な対応しかできなくなってくるのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

○図書文化財課長 どうしても会議の資料ですとか議事録というのが、ホームページに公開されてをもってしての、いわゆる第三者オープンとなりますので、その途中経過のところでは私たちが公式に資料を出すのはなかなか難しい。ただ、12月は委員が、今回のJR文書を踏まえて見解を出すという流れになっていますので、そこを踏まえて出していただくのが、手続として妥当かなというふうには考えています。

○山内委員 そうすると、例えば私たち教育委員、それから文化財保護の委員というのは、今そこで言われた第三者に当たるのでしょうか。

○図書文化財課長 この調査・保存等検討委員会には私がオブザーバーとして入っているという位置づけなので、委員としての正式なメンバーでは必ずしもない。ただし、文化庁、東京都を含めてオブザーバーとして議論は見ているとか聞いていて、中身については承知をしている。その中でできる範囲の情報を、教育委員会の方にフィードバックをさせていただいているということになります。

○山内委員 やはり文化財保護の立場で、港区というのは責任ある、責任を持って関与する立場である訳ですよ。そこで文化財に関しては責任ある部署として教育委員会があって、文化財保護審議会があるというところでは、やはりそれは公開されていない情報だって把握できているものはきちんと共有するのは当然のことです。それを、ある指示をかけたってきちんと共有することは重要

で、そこで議論をするということをしなかったら、何も結局、要は一般の区民と同じような形での情報提供しかなくて、事後的な意見を言うだけしかできないということになるのではないかと思います。文化財の保護は、そういうものではないと思いますよ。なぜ私たちが第三者で、その他としてしか扱われないのかということです。これでは教育委員としての責任は果たせないということになると思います。

○図書文化財課長 この検討委員会の設置要綱の中で守秘義務がかかっているんで、情報提供ができるものとできないものが正直言って出てきます。ただ、毎月今委員会が開かれていて、その進捗については毎月私の方から教育委員の皆さんに資料も含めて情報提供をしてご説明をしているというふうに、ご理解いただければと思います。

○山内委員 まず、私からの、ここまで申し上げておきますけれども、ぜひほかの3人の方々からご意見があれば出していただければと思います。

○教育長 何かございますか。

○中村委員 結局、問題なのは我々教育委員、この合議体を飛び越えて情報が行っている。だって、教育委員会が決めて、教育委員会がJRでありその委員会、そこに意見を申して、何とか文化財を保護する方向で考えてもらわなければいけない。ところが、我々委員会に単に情報が来るだけではなくて、我々の委員会の、いわゆる委員会の中の組織である文化財保護審議委員会自身が持っている情報を我々が知らない。

その人たちがどういうことを、分らない。特に谷川委員長だと思いますけれども、谷川委員長がどういうことを考えてやっているのか。谷川委員長は委員として入っている訳だから、どういう意図でどういう話をしているのか。そういうことが全く我々には情報は来ないのですよ。そういうものは、課長からの報告だけでは絶対来ないのですよ。谷川委員長がどういうことを考え、どうやって動いているかというのは、谷川委員長を含め、その委員の、文化財保護審議会の先生方と我々がある程度会って話をして、「そういう方向で動いているのですね、教育委員としてはこういう方向で動かないといけないのではないですか」ということも言えるし。そういう機会はやはり設けないと、課長からの報告だけでは駄目なんです。それは理解してほしい。

我々が知らないところで、「え、そんなことになってしまったの」というのがずっとここまで、高輪築堤の問題というのは、それがずっと続いているのですよ。だから、5・6街区に関しては、1・2街区、3・4街区と比べたら、ある程度前もって我々の意見とかを反映したので、まだいい方だと思いますけれども、1・2街区はほとんど関わっていないですね。3・4街区はある程度関わりましたが、もう後の祭り、もう全部決まったものを色々言ったけれども、我々の要望は全然通らなかったというのが3・4街区の話なので。だから、そういうことを繰り返さないがためにも、先程山内委員が言われたようなことは、確かにもう大分前から、前の課長のときから言っていました。だけど、確かにそういう機会は設けられず、課長からの報告は頂いていますけれども、文化財保護審議会の、我々の教育委員会の中の審議委員会の人たち、特に委員長を含めた委員がどんなことを考えて関わっているのかというのが全く見えません。

だから、それは確かに我々も共有して、その先生方と意見交換をしたいなとは思っています。

○教育長 ほかはいかがですか。

○図書文化財課長 文保審の委員長とは、情報交換はさせていただけば、教育委員会の委員の先生方からそういうご意見があったということはお伝えはできますので、委員長にはお伝えをしたいと思っています。

○山内委員 なぜ、ほかの委員には伝えないのですか。

○図書文化財課長 文保審の、まず委員長とお話をしないと。文保審の委員長は谷川先生ではないので、そこの審議会の委員長ときちん「こういうところがあります」というのをお伝えするのが、まず手順としては正しいというふうに思っています。

○鈴木委員 私は、任期が去年からだったので、このお話というのは、一番最初の勃発というか、したところから全く分かっていない状況なので、今、現時点の知識しかないので、知識は薄いものなですけれども、やはり議論を進めていく段階で、きちんと対面で、人伝えのものではなく、そこに意思が入っている可能性もある人伝えではなく、きちんと対面でやはりお話しするのが筋だと思いますので、ぜひ、その場をご用意いただくように精一杯の努力をしていただけるとありがたいと思います。

○図書文化財課長 今、委員からご意見を頂きましたので、ご意見があったことは文化財保護審議会の方にはきちんとお伝えをして、今後の対応については考えさせていただければと思います。ありがとうございます。

○教育長 そこはしっかりと伝えていただくということと、あと港区内からこのような形で文化財が出た場合に、基本的にどういう関係になるのか。「自治体としてどこまでできるの」という範囲はあると思うので、そこをちょっと整理をした上で、また次の場で説明をしてもらいたいと思うし、あとは谷川先生からのお話も頂けるといことなので、そこは第一歩かなと思います。それを伺った上での皆様からのご意見を頂き、必要な対応をしていただくという進め方でいかがでしょうか。

○山内委員 ぜひよろしくお願いします。文化財保護審議会は谷川先生以外にもあの時代のことを、様々な立場から専門に研究している見識のある方々がそろっていますから、やはりその委員の構成メンバーの方たちと私たちとで、きちんと勉強したり意見を交換するという場をつくっていただきたい。これは、「伝えます」、そして「考えてください」ということではなくて、教育委員会が文化財保護審議会の委員を最終的には選任して、承認して構成している訳ですから、ある意味でここで教育委員会としてその方たちをぜひ一度呼び出して意見交換の場をつくと決めれば、それでできることだと思うのです。ですから、逆に今日ここで、その機会をつくるということを決めただけであれば、あとはそれを進めていただければよいと思いますけれども、いかがでしょう。

○鈴木委員 何で簡単に呼べないものですか。何で簡単に議論ができない関係性なのか、ちょっと私は全く分からないので。通常、普通、ここで意見を聞きたいと言ったら、すぐに招集するものだと思うのですけれども、なぜそんなに委員を集めるのが難しい問題になっているのですか。

○**図書文化財課長** 基本的には審議会というのは独立・中立した機関で、教育委員から「こういうものに対して審議してください」ということに対して審議をして、その結果お戻しするというのが審議会の役割になりますので、基本的な枠組みとして教育委員、教育長も含めて教育委員と審議会の委員で議論をする場という位置づけにはなっていないというふうにご理解いただければ。

○**鈴木委員** それは分かるんですよ。ではなくて、なぜ議論してはいけないのですか。そこと交流を持ってきちんと意見を出し合うという場を設けてはいけない何か意味があるのですか。普通とちょっと違うかなという印象をすごく受けているのですけれども。

○**図書文化財課長** 基本的には審議会なので、独立・中立した審議会という位置づけになりますので、機関としてはそこの中では別物です。文保審の委員と教育委員との意見交換というものであれば、これは審議会とは別のものなので、それ自体はやること自体はできないかと言われれば、それ自体はできます。

○**教育長** 要は審議会にお任せしますという形で諮問している訳なので、その審議の途中で、こちらからの意思を伝えるようなことをすると、結果的にバイアスがかかるのではないのかみたいな、外形的に見ればそういうことなのではないかなとは思いますが。ただ、非公式なレベルでの意見交換ということであれば、先方が応じてくれれば可能かもしれない。ただ、それはあくまでも非公式なのかな。ちょっとすいません、そこは研究させていただければと思いますけれども。

○**鈴木委員** もちろん、通常のルートは分かるのです。ただ、もめているものに関してはやはり意見をきちんと、どういう意思でそれを、書面だけではなく、どういう意味合いがあってこういう結果になったのかというのを質問するタイミングというのは必要なかなと思うのですけれども。

○**教育推進部長** 今、相手のある話なので、今「こうします」というのはお話はできないですけれども、審議会の委員さんをお集めして、集まれる方とちょっと一回意見交換をする場であったり、谷川先生がたまたま会長でやっていらっしゃるの、どういう議論の進捗なのか、どういう考えの下でやっているのかというのを、例えば教育委員の皆さんに説明をする場であったりと。そういったものをしっかり検討します。その素地としては、来月の12月に文化財の保護審議会、港区の保護審議会の皆様に今の現状をちゃんと説明しておいて、ちゃんと分かった上で臨んだ方がいいかなと思いますので、来月にそういった場を設けさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○**教育長** 今日のところは、まだ途中経過という報告ですので、今日ご意見も色々頂きましたので、それを踏まえた形で、こちらとしても考えたいと思いますので。今日のところはここまでということ。

○**田谷委員** そういうことで、よろしいですか。確かに鈴木委員はまだ1年ちょっとなので、この問題というのは大体コロナ頃から発生しているという問題がありまして。要するにJRがあそこをほじくり返して、そうしたら出てきてしまったということなのですから。そういう見解でよろしいですね。コロナ禍もあって、ちょっとその辺の情報共有がしにくいところもあったかもしれ

ないし、あと発表が遅れたこともあったと思うのですけれども。だから、我々が知った時点では既にプランが出来上がっていたと。ゲートウェイシティのね。

というところで、その辺を、それでいて文化財として、山内委員もおっしゃるように世界的な文化財として、これを保護するべきではないかと。規模はどれくらいだ。我々としてはできることなら全面保護してもらいたい。それが無理なことは我々も分かっているのだけれども、ではどれくらいとなるとか。ただ、そういう話が全部事後報告な訳なので、当初、2020年、21年くらいに我々の方から申入れの書類もきちんとしたもので、文化財保護団体に送っているし、確かその当時に、当時の公式か非公式か分からないけれども、総理大臣や文科大臣も現場を1月に視察しているのですよね。その結果もしっかり聞かされていないということがあるので、ちょっとその辺のところを、課長にはお手数だと思いますけれども、その辺をまとめていただいて、鈴木委員にも分かりやすいような形で。近々に、できれば文化財保護委員会と懇談を取りたいと思いますそういうような形でご手配いただければというふうに思いますので。教育長もよろしくお願いいたします。

○教育長 では、この件については、以上とさせていただきます。それでは次についてです。

○学務課長 お時間を頂きましてすいません。このたび、港区私立幼稚園連合会から、子育てサポート保育の拡大等に対する抗議と、港区公私立幼稚園調整審議会の開催要求が文書にて、港区長宛てに提出されましたので、本委員会でも参考に共有をさせていただくものでございます。

幼稚園振興策である子育てサポート保育等の拡大については、これまで区民も参画した幼稚園教育振興検討会の意見であるとか、区民アンケート等により高い区民ニーズが確認できている状況を踏まえまして、現在、令和8年度園児募集にも踏み込んで、実施に向けて周知等を進めているところでございます。なお、去る10月14日開催の本委員会において、令和8年度港区立幼稚園等定員及び園児募集等についてとしてお諮りしたとおりでございます。

改めて経過をご説明いたしますと、今回の子育てサポート保育等の拡大については、昨年度からを含めて、十数回にわたり、私立幼稚園連合会代表者に説明をし、理解を求めてまいりました。しかしながら、今回実施に当たりまして、区長に対し、抗議と要望という形で持参され、申入れをされた形となっております。文面からは、作成者の幼稚園教育に対する強い思いが込められているものであることは確認できますが、内容の事実関係については異論がございます。

本要望の取扱いについてです。要望事項である公私立幼稚園調整審議会の開催については、要望の内容は当該審議会の所掌範疇ではないことから、要望書の提出が行われた同日において、区長から、開催をしない旨、回答がされております。本日は区立幼稚園の魅力向上策を進めるに当たり、関連して生じた事象として、教育委員の皆様にも情報提供をさせていただきました。今後、私立幼稚園連合会との協議等の状況は、逐次委員の皆様にも情報提供させていただきたいと考えております。雑駁ですが、説明は以上です。

○教育長 ご質問はございますでしょうか。

「閉会」

○教育長 それでは、本日予定している報告事項は全て終了しましたけれども、委員または説明員から、そのほか何かございますでしょうか。よろしいですか。

なければ、以上をもちまして閉会いたします。

次回は、定例会を11月27日、午前にオンライン開催で予定しております。よろしくお願いいたします。皆様お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員